

いじめ総合対策【子供版】

中級編

(案)

令和7年3月

東京都教育委員会

目次

- 「いじめ」とは 1
- 「いじめ」の^{かい}解消 3
- 「『いじめ』かどうか」や「『いじめ』の^{かい}解消」の^{はん}判断 . 3
- ^み未然^{ぜん}防止^{ぼう}：【いじめが起きないようにするために】 . . 4
- 早期発見：【いじめを早く見^つ付けるために】 5
- 早期^{おう}対応：【いじめが起^こったとき】 8
 - ^{はん}犯罪^{ざい}行いにつながる「いじめ」について 9
- いじめの^{たい}重大事^じ態 12
- いじめ問題に向き合^ひって^つ必要^{よう}なことを考えよう . . 14



「いじめ」とは

どんなものが「いじめ」か、
知っていますか。

話をするのが苦手な子に対して、
「〇〇さんも何か言いなよ！」
と強く言う。

何も言わずに、勝手に
えんぴつや消しゴムを使う。

係決め等で、
いつも同じ人にやらせる。

同じ子にわざとぶつかったり、
その子の持ち物を
わざと落としたりする。

SNS等で特定の子の
悪口を発信する。

わざと
けったりたたいたりする。

ひ害の子供がいやな思いをした行いは、全て「いじめ」に
当たります。

「いじめ」について、「いじめ防止対策推進法」で説明されています。

児童等に対して、当がい児童等が在せきする学校に
在せきしている等当がい児童等と一定の人間関係の
ある他の児童等が行う心理的又は物理的なえいきょう
をあたえる行い（インターネットを通じて行われる
ものをふくむ。）であって、当がい行いの対象となっ
た児童等が心身の苦痛を感じているもの。

ひ害の子供の
心情の側に立って
考えなければ
いけません。

ポイント

ひ害の子供が、「心身の苦痛（いやな思い）を感じている」かどうか
を基準として、個別に判断します。

- 加害の子供の人数は関係ありません。（一人でも、集団でも関係ありません。）
- 暴力行いの有無は関係ありません。
（暴力行いが「あったから」、「なかったから」というのは、関係ありません。）
- 行いの回数は、関係ありません。
（1回だけの行いであっても、複数回行った行いであっても関係ありません。）
- 事案（行い）で判断するのではなく、個別に判断します。
（「この行いはいじめではない」と判断せず、行いを受けた子供がどう感じているかで
判断します。）

たと
例えば…

1 好意で行った言動 ～親切のつもりが～

発言の苦手な子に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く言った。

2 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに～

リレーでバトンを落とした子に、「何やってんだ！」とど鳴った。

3 しょう動的に行った言動 ～つい、かっとなって…～

うっかりぶつかってきた子に、「何するんだよ。」と言い、にらんだ。

うっかりぶつかってきた子に対して、その場でなぐりかかった。

4 故意に行った言動 ～あの子に腹が立つ～

体育の時間等で、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と問いつめた。

失敗するたびに、「へばい！」「足引っ張るな！」などとはやし立てた。

持ち物をかくして、ひ害の子が困っている様子を笑って見ていた。

試合で負けたおわびに、メンバー全員に、1,000円ずつはらうよう強要した。

お金を持って来ないことを理由に、なぐったり、けったりした。

法律でいじめと定められているもののはん囲。

一般的に、いじめと考えられている部分。

ひ害の子供がいやな思いをした言動は、全て「いじめ」に該当します。
いじめのひ害の重大性によっては、犯罪行いとして警察と連携いして対応することもあります。

「いじめ」の解消

「いじめ」が、なくなった状態を「『いじめ』の解消」と言います。「いじめの解消」については、「いじめ防止等のための基本的な方針」で説明されています。

1 いじめに係る行いが止んでいること

- 少なくとも3か月を目安とする。
- ただし、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定することもある。

2 ひ害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ひ害児童・生徒がいじめの行いにより心身の苦痛を感じていないこと。
- ひ害児童・生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ポイント

- 「謝った」「今は何もしていない」などで、いじめが解消されたことにはなりません。
- この2点の条件が満たされていることをふくめ、子供の状況等を総合的に考えて、いじめが解消されたかどうかを校長が判断します。

「『いじめ』かどうか」や「『いじめ』の解消」の判断

ポイント

児童・生徒、保護者、地域住民、関係機関等からの「いじめ」に関する情報が「いじめ」かどうかや、いじめが解消されたかどうかは、各学校の「学校いじめ対策委員会」において、報告・協議され、校長が、いじめであるかどうかを判断します。

*都内全ての公立学校には、校長、副校長をはじめとして、スクールカウンセラーをふくむ、あらかじめ決められた先生方がメンバーとなった「学校いじめ対策委員会」があります。

1 学校いじめ防止基本方針

各学校が、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたものです。

ポイント

- 都内全公立学校は、学校のホームページに公開しています。
- 新年度の初めに、学校便りや保護者会等で説明し、各家庭等へ周知をしています。
- 毎年度末に、次年度の方針を策定しています。

2 教職員の「いじめに関する研修」

各学校では、全ての教職員が、「いじめ防止対策推進法」や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底できるようにしています。

また、教職員が、子供の様子からささいなことでもいじめに気付くことができるようにしたり、正しく対応したりすることができるようになることを目指して、年間3回以上の校内研修を実施しています。

ポイント

都内全公立学校に勤務する教職員は、校内研修だけでなく、教育委員会が主さいしている、いじめに関する研修も受けています。

3 いじめに関する授業

各学校では、全ての学級で、年間3回以上、「いじめに関する授業」を実施しています。

ポイント

全ての子供に対して、

- いじめは絶対に許されない行いであること。
 - 例え、相手の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないこと。
 - 同じ言葉や行いでも、楽しいと感じる人もいれば、不快と感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なること。
- などを理解できるようにしています。

4 SOSの出し方に関する教育

各学校では、いずれかの学年で年間1単位時間以上、実施しています。



ポイント

- 「身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすること」を目的としています。
- 「年間1単位時間以上」とは、例えば、中学校の場合、3年間で授業1回以上という考え方です。

早期発見：【いじめを早く見付けるために】

1 いじめに関する調査（いじめアンケート）

都内全公立学校では、いじめをはあくするためのアンケートを年間3回以上、実施し、その内容を教職員間で伝え合っています。

いじめやいじめの疑いがある状況を確認するための重要な参考資料となっています。

実施方法や質問こう目は、子供の実態をふまえ、学校や学年ごとに工夫しています。



ポイント

- 自分のことだけでなく、友達のことで見たり聞いたりしたことを書いても大じょう夫です。
- みなさんが回答したアンケートは、定められた期間保存することになっています。

都立学校・・・実施した年度末から3年間

区市町村立学校・・・その区市町村が定める保存期間



2 学校教育相談体制^{せい}

子供^{ども}やその保護者^{ほご}のみなさんは、困^{こま}ったことがあったときなどは、いつでも学校の教職員^{しよく}に相談^{さんだん}することができます。担任^{たん にん}の先生^{せんせい}だけでなく、学年^{がくねん}の先生^{せんせい}、保健室^{ほけん}の先生^{せんせい}など、話しやすい先生^{せんせい}へ相談^{さんだん}をすることができます。

子供^{ども}や保護者^{ほご}からの相談^{さんだん}に応^{おう}じられるように、各学校^{がく}では学校教育相談体制^{せい}のじゅう実^{じつ}を図^{はか}っています。

(1) 心理^{せいん}の専門家^{せんもんか}：スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、「心理^{せいん}の専門家^{せんもんか}」であり、都内全公立学校^{みやこ}に配置^ちしています。みなさんが、気軽^{きげん}にスクールカウンセラーに相談^{さんだん}できるよう、年度当初^{しよ}にスクールカウンセラーによる全員面接^{せつ}を実施^{じつ}しています。

対象^{たいしょう}となるのは、なやみが多くなるけい向のある小学校5年生^{しょうがくごねんせい}、新たな進学先^{しんがくせん}で不安^{ふあん}の多い中学校1年生^{ちゅうがくいちねんせい}、高等学校1年生^{こうとうがくいちねんせい}です。

ポイント

- スクールカウンセラーによる全員面接^{せつ}は、学校^{がく}によって、対象以外^{たいしょうい}の学年^{がくねん}も実施^{じつ}しています。全学年^{ぜんがくねん}実施^{じつ}している学校^{がく}もあります。
- その学校^{がく}の子供^{ども}であれば、だれでもスクールカウンセラーに相談^{さんだん}できます。また、スクールカウンセラーの勤務日^{きんむじつ}に予約^{よやく}が入^いっていないと相談^{さんだん}できません。スクールカウンセラーへ直接確認^{せつかくにん}するのが難しい場合は、担任^{たん にん}の先生^{せんせい}や保健室^{ほけん}の先生^{せんせい}に確認^{かくにん}することができます。
- 自分のことだけでなく、学級^{がくきゅう}のことや友達^{ともだち}のことなど、気^きになることも相談^{さんだん}することができます。
- 担任^{たん にん}の先生^{せんせい}へ直接話^{せつ}しづらいことを、スクールカウンセラーに相談^{さんだん}することができます。

(2) 福^{せん}しの専門家^{せんもんか}：

① スクールソーシャルワーカー（区市町村立学校）

いじめの問題^{いじめ}の解決^{かいげつ}や、不登校^{ふとうこう}への支えん^{しえん}に向け、子供^{ども}や家庭^{かてい}が置^おかれているかん境改善^{きやうかいぜん}等^{らう}を行う「福^{せん}しの専門家^{せんもんか}」です。

② ユースソーシャルワーカー（都立学校）

いじめ、中^{ちゅう}と退学^{たいがく}等^{らう}の問題^{いじめ}の解決^{かいげつ}や、不登校^{ふとうこう}への支えん^{しえん}に向け、子供^{ども}や家庭^{かてい}が置^おかれているかん境改善^{きやうかいぜん}等^{らう}を行う「福^{せん}しや就労^{しゅうらう}の専門家^{せんもんか}」です。

ポイント

- 事例^{れい}によっては、学校いじめ対策委員会^{さく}にスクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカーが参加^{さんか}し、子供^{ども}の支えん方法^{ほうほう}等^{らう}を共に協議^{きぎぎ}することもあります。
- 事例^{れい}によっては、学校^{がく}と連^{れん}けいして、子供^{ども}やその保護者^{ほご}を直接支えん^{せつし}することもあります。

3 学校以外の相談

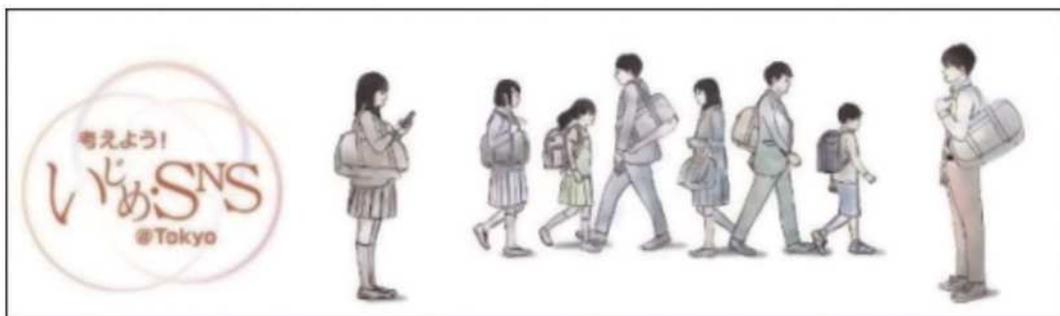
いじめなどのなやみや不安など学校には相談しづらい場合には、学校以外の外部の相談窓口で相談に応じています。年間3回、長期休業日前に「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を、配付しています。

児童・生徒向け 「不安やなやみがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう」

児童・生徒向け 「相談するとどうなるの??」

保護者向け 「相談窓口一覧」

いじめ等防止のスマートフォン用アプリ・情報サイト
「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」



早期対応：【いじめが起こったとき】

1 対応記録の保管

都内全公立学校では、いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管しています。

ポイント

特定の先生だけでなく、学校全体で、いじめ問題へ対応しています。

2 ひ害および加害の子供の保護者の理解に基づく対応

学校は、加害の子供や保護者が、ひ害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような対応ではなく、教職員と両方の保護者が、正確な事実に基づき、たがいの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定するようにしています。

3 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力をとまなういじめなど、犯罪行いとして取りあつかわれるべきであると考えられる事例については、教職員が、警察や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、指導を行います。

特に、学校での指導の推進や、加害の子供の反省が見られない場合などにかかわらず、ひ害の子供の生命、身体または財産に重大なひ害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに、警察に通報し、えん助を求めます。

ポイント

- 子供だからといって、犯罪行いが許されることはありません。
- いじめの内容や状況によっては、学校だけではなく、警察が厳しく対応する場合があります。

犯罪行いにつながる「いじめ」について

この表は、犯罪につながる行いを、例として示したものである。

いじめの様態	学校で起こり得る事例
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲームや悪ふざけとして、くり返し同級生をなぐったりけったりする。
は物等でけ我をさせられる。	<ul style="list-style-type: none"> ● ハサミやカッター等のは物で同級生を切りつけてけ我をさせる。
いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 無理矢理、衣服をぬがす。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 度胸試しやゲームとして、無理矢理危険な行いや苦痛に感じる行いをさせる。 ● 家族に危害を加えたとおどし、特しゅさぎややみバイト等の犯罪行いをやらせる。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 断れば危害を加えたとおどし、性器や胸、おしりをさわる。
金品をたかられる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 断れば危害を加えたとおどし、現金等を巻き上げる。 ● 断れば危害を加えたとおどし、オンラインゲームのアイテムをこう入させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ● くつや体操服、教科書等の所持品をぬすむ。 ● 財布から現金をぬすむ。
金品をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、捨てられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車をこわす。 ● 制服をカッターで切りさく。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校に来たら危害を加えたとおどす。 ● 本人のはだかなどが写った写真・動画をインターネット上で拡散するとおどす。 ● 特定の人物をひぼう中傷するために、校内や地域のかべやけい示版、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特ちょうを指てきして「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。

いじめの様態	学校で起こり得る事例
<p>ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。</p> <p>は物等でけがをさせられる。</p> <p>いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校に来たら危害を加える」とおどすメールを送る。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の人物をひぼう中傷するために、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特ちょうを指てきして「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画をさつえいして送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 同級生のはだかの写真・動画を友達一人に送信する。
	<ul style="list-style-type: none"> ● はだかの写真・動画をSNS上のグループに送信する等、多数の者に提供する。 ● 児童ポルノの写真・動画をスマートフォン等に保存している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 交際相手と別れた腹いせに、交際相手のはだかの写真、動画などをインターネット上に拡散する。 	

4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応^{おう}

インターネットを通じて、ひぼう中傷^{しやう}などが行われていることが確認^{かくにん}された場合は、書きこみを行った子供^{こども}に対して直ちに指導^{しうど}を行い、ひ害^{がい}の子供の保護者^{ほご}と連れいして、その内容^{よう}の拡散防止^{かくさんぼう}とさく除^{じよ}のてっ底^{てい}を図ります。警察^{けいさつ}に相談^{さうだん}しながら対応^{おう}することもあります。



ポイント

- インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、いじめる気持ちがなくても、いじめになってしまうことがあります。
- インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、広がり大きいことなどの特ちょうがあります。
- SNS等は、仲間同士^{なか}で通信^{しん}しているため、いじめが行われていても、大人が見ぬくことが難しいです。また、子供は、仲間^{なか}を失いたくないという意識^{いしき}が強いので、大人に相談^{さうだん}することが難しいことがあります。
- SNS等によるいじめは、いじめている側^{がわ}が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題です。
- SNS等でのコミュニケーションも日常生活^{じやうじふ}と同様に、向こう側^{がわ}に人がいることを意識^{いしき}することが重要^{じゆう}であり、人のいやがることを言ったり書いたりしないことなど、自分の言葉^{せきにん}に責任^{せきにん}をもつ必要^{ひつよう}があります。



いじめの重大事態^{たい}

いじめの程度がひどい場合には、「いじめの重大事態^{たい}」としてあつかわれるようになり、学校だけでなく、教育委員会も一しょになって対応^{おう}していきます。

- 児童・生徒^とが自殺^じをしたり、しよう^{さつ}としたりした場合
- 身体に重大な傷害^{しやうがい}を負った場合
- 金品等に重大なひ害^{がい}を受けた場合
- 精神性^{せい}の病気^{せい}になった場合
- いじめにより、年間 30 日以上欠席^いする場合
(連続^{れんぞく}して欠席^{けつせき}している場合は、年間 30 日に限らない)
- 児童・生徒^とや保護者^{ほご}から、いじめにより重大なひ害^{がい}が生じたという申立^{もうし}てがあった場合

などは、「いじめの重大事態^{たい}」としてあつかわれます。

事例^{じれい}

① 児童・生徒^とが自殺^じをしたり、しよう^{さつ}としたりしたもの

- 軽傷^{しょう}で済んだものの、自殺^じをしようとした。

② 心身に重大なひ害^{がい}を負った場合

- リストカットなどの自傷^{じやう}行いを行った。
- 暴行^{ぼうぎやう}を受け、骨折^{こつせつ}した。
- 投げ飛ば^{なげ}され脳^{のう}しんとうとなった。
- なぐられて歯^はが折れた。
- カッターでさされそうになったが、とっさにバグ^たをたてにしたためさされなかった。
- 心的外傷^{てきしやう}後^ごストレス障害^{しやうがい}としん断^{だん}された。
- お腹^{おな}が痛^{いた}くなったり、はいたりするなどの心理^{てきいん}的な原因^{げんいん}の身体^{しんたい}反応^{はんぷう}が続く。
- 多くの生徒^との前^{まへ}でズボンと下着^かをぬがされはだかにされた。
- わいせつな画像^{ざう}や顔写真^かを加工^かした画像^{ざう}をインターネット上で拡散^{かくさん}された。

③ 金品等に重大なひ害^{がい}を受けた場合

- 複数^{ふくすう}の生徒^とから金銭^{せん}を強要^{きやう}され、総額^{そうがく}1万円をわたした。
- スマートフォンを水につけられこわされた。

④ いじめにより登校^かできなくなり、学校^がを変えた場合

- 欠席^{けつせき}が続^{つづ}き(重大事態^{たい}の目安^{めいあん}である 30 日には達^{たつ}していない)当^たがい学校^{がく}へは復帰^{ふくけい}ができないと判断^{はんぱん}し、学校^がを変えた(退学^{たいがく}等もふくむ)。



ポイント

- 「いじめの重大事態」は、ひ害が生じた事実を確認する前の「疑い」の段階で発生したものとして判断します。
- 子供や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものとして調査・報告します。
- 重大事態が発生した場合、学校だけでなく、教育委員会と連携して対応します。

ひ害の子供に寄りそい、不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、学校がてっ底した支えんを行います。

加害の子供に対する対応

ひ害の子供の実態や対応状況等、必要に応じて、以下のような対応をとることができます。

- 加害の子供の別室での学習
- 警察や児童相談所等の関係機関と連携した、加害の子供への支えん

【高校生いじめ防止協議会で作成された資料】

いじめ防止等啓発資料（中級編）
もしかして…
相手にいやな思いをさせていないかな

Aさん、何も発言していないな。
「Aさんも、意見を言いなよ！」

Bさんが考えを押し付けてくる。
私の意見は無視されたように感じる。

Cさんが話を聞いてくれない。
僕のこと見下しているのかな。

◆ いやなことや悲しいことがあったら、家族や先生、友達に話してみよう。

◆ すれ違いや誤解があったら、本音で話をし、互いの気持ちを伝え合おう。

学校では
「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」
を定めて、いじめ問題への取組を行っています。
どんなことが書いてあるのか見てみよう。

県教育委員会ウェブページ
http://www.kyokai.metro.tokyo.lg.jp/chou/furijisho/kyoukyu_messaku.html

いじめ防止等啓発資料（児童・生徒用）
「いじめ」のことを相談したら、もつといじめられるかも

そんなことありません
必ずあなたを守ります

相談してくれたあなたの思いを大切にします
解決する方法を先生方みんなで考えます

学校にいる人へ相談 学校以外の大人へ相談

相談 相談

担任の先生やスクールカウンセラーなど、誰でもいいから話しやすい大人に伝えてね
伝えたと、どうなるの？

先生たちみんなで、あなたを守る方法について考えます

全ての学校には、いじめの解決に向けて働きかけるチームがあります（学校いじめ対策委員会）

相談と協力します
必要な場合は、地域の人などと協力します

解決に向けて、
大人たちが力を合わせて、あなたを支えます

0120-53-8288
メール相談
相談
読んでみよう 子供専用
さける専科教育相談
いじめの問題に詳しい人が、なやみを聞いて、どうすれば解決できるか一緒に考えます
県教育センターには、いじめ、学校生活、友人関係などの悩みを寄りそって相談員がいます

いじめや相談について学べる資料となっています。



児童・生徒用「いじめ防止等けい発資料」

いじめ問題に向き合って必要なことを考えよう

東京都教育委員会では、令和5年度から、子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組として、都立高等学校の生徒を「高校生委員」に任命し、「高校生いじめ防止協議会」を開きしています。



東京都教育委員会の「いじめ防止」に関する取組について、子供の視点から見直しを図り、子供自身がいじめ防止について考え、話し合いをしています。

子供が本音で、思いや考えを交わす場となるように、「高校生委員」だけで話し合っています。「高校生いじめ防止協議会」から、以下のような考えが挙がりました。

自分たちがすべきこと

- 友達が言ったことは、まずしっかりと聞くことを心がけ、何を話しても大じょう夫という、安心して話せるかん境をみんなで作ることが必要だと思う。
- 周囲を気にしたり、気配りをしたりする意識をもつことが必要ではないか。
- いじめは自分たちの問題という意識をもち、いじめを許さないというふん囲気をつくる。
- SNSの使い方を改善する。

など

学校で行ってほしいこと

- アンケートがシンプル過ぎる。いじめについて考えることができる内容の方がよい。いじめ問題やアンケートの行い方について、見直してほしい。
- いじめに関してどう考えるかは、小学校での学びが大事だと思う。
- カウンセリングルームの開放やかん境を整備する。
- グループワークを取り入れるなど、子供が気軽に発言できるような授業を増やしてほしい。
- いじめ問題について考える、子供主体の行事を増やしたらどうだろうか。

など

社会にお願いしたいこと

- スクールカウンセラーへの相談予約を電子予約システムにする。
- 子供が主体となる、教育活動を広めてほしい。
- いじめ防止を身近に意識できるグッズを配布する
- 行政の取組を学校や家庭へ伝わるようにした方がよい。

など